

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

7年 6月30日

松山市長 野志 克仁 殿

提出者

住 所：香川県高松市寿町2丁目4番5号

氏 名：清水建設株式会社四国支店

執行役員支店長 園木 祥久

電話番号：087-811-1804

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 6年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	清水建設株式会社 四国支店		
事業場の所在地	香川県高松市寿町2丁目4番5号		
事業の種類	総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	612.5t	全処理委託量	612.5
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	586.5t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	566.5t
※事務処理欄			

産業廃棄物処理計画実施状況報告書(多量排出事業者用)データ

報告用部材 (第2部ごと)	累計副産物の種類	①排出量(t) 当該事業場において生じた 産業廃棄物の種類ごとの量	②資源及び自ら自己処理し た後の処理委託量(t) 中継処理及び最終処分を委 託した量	③優良認定処理業者への処理 委託量(t) ④の量のうち、優良認定業 者への委託処理量	④再生利用業者・の処理委託 量(t) ④の量のうち、処理業者へ の再生利用委託量	⑤優良認定業者への処理 委託量(t) ⑥の量のうち、認定業回収 施設設置者である処理業者 への委託処理委託量	⑥優良認定業者以外への処理 委託量(t) ⑥の量のうち、認定業回収 施設設置者以外への委託処理 を行っている処理業者への委託 処理委託量
燃え殻	燃え殻	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設汚泥	建設汚泥(残土を除く)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃油	廃油	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃漆	廃漆	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ	廃アルカリ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃プラスチック類	廃プラスチック類(未分類)	9.7	9.7	9.7	0.0	0.0	9.7
	廃プラスチック類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃フレンダン材	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃塩ビ管(廃プラスチック類)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	塩ビ管(塩ビ管)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紙くず	紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
木くず	木くず1	35.4	35.4	34.2	0.0	0.0	34.2
	木くず2	16.0	16.0	16.0	0.0	0.0	16.0
繊維くず	繊維くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物性残渣	動物性残渣	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ゴムくず	天然ゴムくず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	金属くず	27.0	27.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	塩ビライニング鋼管(金属くず)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	鉄製鋼材	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラス類(容器等)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.1	5.1	5.1	0.0	0.0	5.1
	ガラスウール	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃樹脂製容器(ガラス・陶磁器くず)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	リサイクル廃石質ボード	10.6	0.0	0.0	10.6	0.0	0.0
	廃ALC板(ガラス・陶磁器くず)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紙さい	紙さい	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
レンガ破片など	その他のがれき類	3,751.4	3,751.4	3,749.9	0.0	0.0	3,749.9
コンクリート片	コンクリートがら	331.5	331.5	296.0	0.0	0.0	296.0
廃アスファルト	アスファルト・コンクリートがら	22.2	22.2	22.2	0.0	0.0	22.2
動物のふん	動物のふん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物の死体	動物の死体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ばいじん	ばいじん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令13号物	政令13号物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設資材廃棄物	安定型適合廃棄物	10.6	10.6	10.6	0.0	0.0	10.6
	廃電線(安定型適合廃棄物)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃LED(非水銀)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	管理型適合廃棄物	52.9	52.9	51.9	0.0	0.0	51.9
	廃電池類(管理型適合廃棄物)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石綿含有産業廃棄物	建設資材廃棄物(石綿含有)(安定型)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設資材廃棄物(石綿含有)(管理型)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石綿含有廃棄物)	6.1	6.1	3.9	0.0	0.0	3.9
	廃プラスチック(石綿含有廃棄物)	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.2
	がれき類(石綿含有産業廃棄物)	2.5	2.5	2.5	0.0	0.0	2.5
	紙くず(石綿含有廃棄物)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	木くず(石綿含有廃棄物)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	繊維くず(石綿含有廃棄物)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水銀使用製品産業廃棄物	建設汚泥(石綿含有廃棄物)(残土を除く)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水銀灯(水銀使用製品産業廃棄物)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃電池類(水銀使用製品産業廃棄物)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の水銀使用製品産業廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

